

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、那賀町（以下「甲」という。）が国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施する地籍調査事業の作業方法等について定める。

(作業規定)

第2条 本業務にあたっては本仕様書のほか、業務委託契約書及び下記の法令等により実施し、疑義を生じた場合には「甲」と協議するものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号、令和4年6月17日法律第68号最終改正）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号、令和6年10月30日政令第327号最終改正）及び別表
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日第71号、最終改正：令和6年6月28日国土交通省令第73号）同運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省・水資源局長通知、最終改正：令和6年6月28日付け国不籍第270号）及び別表
- (4) 国土調査法施行規則（平成22年10月12日国土交通省令第50号）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知、最終改正：令和3年3月31日付け国不籍第578号）
- (6) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局 国土調査課長通知、最終改正：令和5年6月19日国不籍第148号）
- (7) 地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則（令和3年8月31日国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局 地籍整備課長通知、最終改正：令和5年6月19日国不籍第152号）
- (8) 地籍測量に用いる器械の点検要領
（平成23年国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (9) 地籍調査票作成要領（令和3年3月31日付け国府籍第579号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (10) 地籍図作成要領（令和3年3月2日付け国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (11) 地籍簿作成要領（令和3年3月2日付け国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (12) 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領について
（令和3年3月31日付け国不籍第580号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (13) 地籍調査成果電子納品要領（平成29年4月国土交通省土地・建設産業局）
- (14) 測量法（昭和24年法律第188号）・同法施行令（昭和24年政令第322号）及び同規則
- (15) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例
（平成30年8月 国土交通省建設産業局地籍整備課）
- (16) 那賀町個人情報保護条例及び同施行規則
- (17) 那賀町財務規則
- (18) 地籍調査に係る規程、通知等及び先例
- (19) その他不動産（土地）関連法規

(作業計画)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後7日以内に次の書類を作成し、「甲」の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 着手届

- (3) 作業工程表
- (4) 主任技術者届及び班長届（現場代理人届）
- (5) 作業の班編成と実施体制
- (6) その他「甲」の指示する書類

（打合せ）

第4条 「乙」は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項についてその進捗状況を毎月5日までに報告するほか、必要な段階ごとに「甲」と十分打ち合わせを行って、作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。なお、打ち合わせの時期等については協議するものとする。

- 2 作業実施中に指示又は協議した重要な事項については、その内容等を別に定める打ち合わせ記録簿等に記録し、相互に確認するものとする。

（秘密厳守）

第5条 「乙」は、本業務の遂行上知り得た個人情報及び全ての事項について、本契約期間並びに終了後も第三者に漏洩してはならない。

- 2 「乙」は、収集した個人情報の取扱いについて個人情報保護条例及び関係する法令、ガイドライン等を遵守するとともに、借用を受けた資料に関しては、プライバシーマーク（Pマーク）、または、I SMSの規定に準拠し、個人情報の保護対策を行い、管理・保管・廃棄するものとする。

- 3 業務上収集した情報を「甲」の許可なく、複写及び加工し庁外へ持出し、並びに目的外使用してはならない。

（身分証明書及び土地立ち入り）

第6条 「乙」は、業務の実施にあたり、国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示するものとする。

- 2 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者、または占有者にその旨を通知するものとする。

- 3 宅地や垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ占有者に許可（承認）を得るか、「甲」と協議の上対処するものとする。

（自社点検）

第7条 「乙」が行う検査は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則に定められた自己点検を作業者が行い、自社点検は班長又は主任技術者が行うものとし、記録及び成果の全数点検を行うものとする。なお、全数点検においては、地籍調査作業規程準則、同運用基準並びに別表及び関係規程等に沿った検査を行うものとする。

（工程管理）

第8条 「乙」は、工程の小分類毎の管理を行わなければならない。

- 2 「乙」は、業務実施にあたり、関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

- 3 「乙」は、現場作業日誌を記録し、進捗状況等を「甲」に報告するものとする。

- 4 工程管理の検査は、「甲」の工程管理者が行い、原則として工程小分類の作業完了後において実施するものとする。

（成果の検定）

第9条 「乙」は、「甲」より指示された成果品について、技術的能力を有しかつ、組織としての体制が確立された機関として国土地理院に登録されている検定機関による検定を

受けることとする。

(実施者検査)

第10条 「甲」は、工程毎に「乙」の班長又は主任技術者立会のもと地籍調査事業工程管理及び検査規程により実施するものとする。

2 業務実施中に、「乙」は「甲」から資料の提出を求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第11条 「乙」は、業務を第三者に任し、または請け負わせてはならない。ただし、「甲」の承諾を得たときはこの限りではない。

(完了検査)

第12条 「乙」は、完了検査を受ける際には、工程検査済も含めた全ての成果品並びに関係資料を準備し、主任技術者立会のうえ検査を受けなければならない。

2 この検査にかかる費用は、「乙」の負担とする。

3 本作業の完了とは、成果品を提出し検査に合格した時をもって完了とする。なお完了後において訂正事項等が生じた場合、「乙」はこの責任において訂正しなければならない。

(官公庁その他への手続き等)

第13条 「乙」は、関係官公庁、その他に対して協議・手続き等を要するときは、遅滞なくその旨を「甲」に申し出るものとする。

2 関係官公庁と協議を行う際には、「甲」が同行するものとする。

(技術者等)

第14条 当該業務の主任技術者は、「地籍総合技術監理者」又は「地籍調査管理技術者」の資格を有している者又は、「地籍工程管理士又は土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士の資格を有している者で測量法第49条により登録された測量士又は測量士補である者」、又は「甲」が認める地籍調査の十分な指導・管理の経験を有すもので、地籍調査に熟知した者でなければならない。

2 当該業務の班長は、「測量法第49条により登録された測量士又は測量士補又は土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士の資格を有している者」で、「地籍総合技術監理者、地籍調査管理技術者、地籍工程管理士、地籍主任調査員の資格のいずれかの資格を有している者」とする。

3 「乙」は、前項により登録された登録番号を書面により通知し、資格証の複写、及び雇用関係を証明できるものを添付して書面により通知しなければならない。また、これらのものを変更したときも同様とする。なお、地籍総合技術監理者又は地籍調査管理技術者の資格者は、測量法第49条により登録された測量士又は測量士補の登録された登録番号及び資格証の複写を書面により通知しなければならない。

(疑義)

第15条 本業務の実施にあたっては、仕様書に明示なき事項、その他疑義のある場合は、「甲」と「乙」が協議のうえ決定し、「乙」はその指示に従うものとする。

(保安)

第16条 「乙」は、本業務中に交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑をおよぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

(1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所管官公庁と十分な打ち合

わせ の上実施すること。

- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中に事故が発生した場合は、所要措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、すみやかに「甲」に報告しなければならない。なお、損害賠償等の責任は「甲」と「乙」が協議の上、決定するものとする。

(過失又は粗漏)

第17条 作業終了後に「甲」若しくは認証者検査において、「乙」の過失又は粗漏に起因する誤りが生じた場合は、速やかに再測等を「乙」の負担で実施し、実施後は「甲」の再検査を行うものとする。

第2章業務の概要（地上法による地籍測量全般）

（業務内容）

第18条 地籍調査の工程及び作業内容は、下記のとおりとする。

地籍調査の工程	作業内容	備考 (適用地区名等)
地籍図根三角測量（C工程）	作業の準備 選点 標識の設置 観測及び測定 計算 点検測量 取りまとめ 検査	
地籍図根多角測量（D工程）	作業の準備 選点 標識の設置 観測及び測定 計算 点検測量 取りまとめ 検査	
細部図根測量（FⅠ工程）	作業の準備 選点及び標識の設置 観測及び測定 計算 点検測量 取りまとめ 検査	
一筆地測量（FⅡ-1工程）	作業の準備 観測及び測定 計算及び筆界点の点検 検査	
原図作成（FⅡ-2工程） 地積測定（G工程）	作業の準備 地籍図原図の仮作図 地積測定、計算及び点検 地籍図原図の作成 取りまとめ 検査	
地籍図及び地籍簿の作成（H工程）	地籍調査票の整理 地籍図原図の整理 地籍簿案の作成 検査（閲覧前） 誤り等申出 認証申請関係書類の整理 地籍図複製図の作成 検査	

（地籍図根三角測量）

第19条 地籍図根三角測量における多角網は、地籍図根三角点等を与点とした1次の多角路線で構成することとする。作業は、次の各号に定める内容を考慮の上実施するものとし、平均図については「甲」の承諾を得るものとする。

- 2 地籍図根三角点は、後続の測量を行うのに便利かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとし、アスファルト舗装上への選点は原則として避けるものとする。
- 3 G N S S測量機もしくはトータルステーションを用いるものとする。

4 使用する機械のプログラムについては、「甲」の承認を得なければならない。

（地籍図根多角測量）

第20条 作業の計画はできる限り多角網を構成するように努め、選点図（平均図）を作成し「甲」の承諾を得るものとし、第2条を考慮の上作業するものとする。

2 多角点の選定は、選点（平均）計画図に基づいて精度、後続作業における利用又は標石保全等を考慮し、最も良好な位置に選点するものとする。

（細部図根測量及び一筆地測量）

第21条 細部図根測量及び一筆地測量については、第2条を考慮の上作業するものとする。細部図根点の選定の結果は、細部図根点選点図に取りまとめるものとする。

（地籍図一覧及び地籍図原図の作成）

第22条 地籍図作成要領を遵守し、作成する原図に適合した**プリンター等**を用い#300以上、かつ、熱処理済みポリエステルベースにて作成するものとする。

（地積測定）

第23条 地積測定は、現地座標法により行うものとし、地積測定の結果は地積測定成果簿にとりまとめるものとする。

（地籍簿案の作成）

第24条 地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿作成要領を遵守し作成するものとする。

2 調査期間においての土地の異動を把握するため、地籍簿案作成の前に前項により照合したデータについて、再度登記簿と照合するものとする。

（地籍図の複製）

第25条 地籍図の複製については、地籍図と同一縮尺であり、ひずみがなく、かつ鮮明であること。また、十分な耐久性が保証されていることとし、ポリエステルベースにて2部作成するものとする。

第3章 成果品（地上法）

（成果品）

第26条 本作業で納入する成果は、次のとおりとする。

単位作業	記録及び成果	備考 (適用地区名等)
各単位作業共通	① 工程表 ②地籍測量総括表 ③検査成績表 ④作業従事者名簿 ⑤その他測量工程上必要な資料 ⑥その他「甲」の指示する書類	
地籍図根三角測量	①基準点等成果簿写 ②地籍図根三角点選点手簿 ③地籍図根三角点選点図 ④地籍図根三角点平均図 ⑤地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑥地籍図根三角点網図 ⑦地籍図根三角点成果簿 ⑧地籍図根三角測量精度管理表 ⑨測量標の設置状況写真（電磁的記録）	
地籍図根多角測量	② 地籍図根多角点選点図 ②地籍図根多角点平均図 ③地籍図根多角測量観測計算諸簿 ④地籍図根多角点網図 ⑤地籍図根多角点成果簿 ⑥地籍図根多角測量精度管理表 ⑦測量標の設置状況写真（電磁的記録）	
細部図根測量 一筆地測量 地籍図原図作成	①細部多角点選点図 ②細部多角点平均図 ③細部図根点選点図 ④細部図根測量観測計算諸簿 ⑤細部図根点網図 ⑥細部図根点成果簿 ⑦一筆地測量観測計算諸簿 ⑧筆界点番号図 ⑨筆界点成果簿 ⑩精度管理表 ⑪地籍図一覧図 ⑫仮作図 ⑬地籍図原図 ⑭地籍明細図（必要な場合）	
地積測定	①地積測定観測計算諸簿 ②地積測定成果簿 ③筆界点座標値等の電磁的記録 ④精度管理表	
地籍図写し 地籍簿案	①地籍図複製図 ②地籍簿案	
電子納品成果	① 図根点座標値(地籍図根三角点、細部図根点等)	

	②筆界点座標値 ③地番及び各筆の結線データ データの形式及び内容については、「甲」の指示するものとする。	
--	--	--

(成果品の電子媒体)

第 27 条 「乙」は電子媒体を成果品として納める場合、ウイルスチェックを行うこと。

成果品の電子納品時における使用媒体に用いるラベルには、以下の項目を明記するものとする。

- ① 業務名称
- ② 作成年月
- ③ 発注者名
- ④ 受注者名
- ⑤ 何枚目/総枚数
- ⑥ ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日又は、パターンファイル名/チェック年月日（西暦表示）

第4章 業務の概要（一筆地調査）

（業務内容）

第28条 一筆地調査の工程及び作業内容は下記のとおりとする。

一筆地調査の工程 （小分類）	作業内容	備 考
作業の準備	関係書類提出	
作業進行予定表の作成	現地調査計画立案 作業進行予定表	
単位区域界の調査	調査地域の現状把握	
調査図素図等の作成	調査図一覧図・調査図素図・地籍調査票の作成 関係者名簿の作成 関係者説明会の開催通知及び説明会への出席	
現地調査等の通知	現地調査等の通知	
筆界標示杭の設置	筆界標示杭の設置（必要な場合）	
市町村の境界の調査	隣接市町村の同意の確認	
現地調査等	所有者、地番、地目、筆界の調査 調査図・農業委員会に提出用資料等の作成	
取りまとめ	点検整理	
検査		

（調査地域の現状把握と現地調査）

第29条 現地調査は「乙」の主導で行うものとする。「甲」は立会又は作業日誌等により現状を把握するものとする。

（提出書類）

第30条 「乙」は、「甲」の示す様式により、成果品として関係書類を提出しなければならない。成果品は、すべて「甲」の所有とし、「甲」の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

（地籍調査票・調査図素図・調査図一覧図の作成）

第31条 「乙」は、作業区域内の地籍調査票を作成するにあたり、法務局の土地登記簿等を利用するものとする。

2 調査図素図等の基図は、法務局備付公図等とする。また、分筆登記等により地積測量図が備え付けられていれば、参考とする。

3 調査図素図と土地登記簿等を照合し、相違点が発生した場合は閉鎖した旧公図を確認し、調査するものとする。

（立会通知文及び調書作成）

第32条 「乙」は、一筆地調査を実施することを土地の所有者又はその代理人に通知するため、調査日時等を記載した立会通知文を作成するものとする。

2 前項の場合、「乙」は「甲」と打ち合わせの上、一筆地調査に着手する時期を決定し、作業班毎にその日時、地番、所有者等を記入し、一筆地調査立会調書として

作成するものとする。

- 3 「乙」は、立会通知文等を立会日の2週間前までに「甲」が指定する封書に入れ提出するものとする。

（立会連絡事務）

第33条 「乙」は立会の日程について、筆数・面積等を十分に考慮し、日割り及び作業班体制を決定することとし、その決定については、「甲」と協議を行うものとする。

- 2 「乙」は土地所有者への立会通知については、所有者及び共有者全員、その他利害関係者に通知するものとする。また、所有者が死亡の場合は、相続人全員又は相続人に於いて決定した立会人（代理人）に通知すること。また、住所不明者については「甲」と協議するものとする。

- 3 「乙」は、地元説明会に出席するものとする。

（一筆地調査作業）

第34条 各筆の立会については、土地所有者、代理人、その他利害関係人の立会が確実にできるよう努めるものとする。

- 2 各筆の筆界の確認は調査を円滑かつ迅速に実施するため、筆界にあたっては特に入念に対処し、筆界杭を確認するものとする。

- 3 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が明らかでないため、準則第23条第2項の規定による立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、関係行政機関及び「甲」と協議の上、当該土地の調査を実施することができるものとする。

- 4 「乙」は「現地確認不能」、「筆界未定」の処理について、「甲」と協議するものとする。また必要に応じ、「乙」は現況写真を撮影するものとする。

- 5 地形の急峻等により調査区域の一部で現地立会が困難になった場合は、「甲」と「乙」が協議を行い、図面等調査で実施することができるものとする。

なお、図面等調査で行う場合は、対象区域の作業歩掛を現地調査から図面等調査に変更することができる。但し、変更に適さないと「甲」が判断した場合はこの限りではない。

- 6 筆界標示杭の設置の作業歩掛については、「甲」と「乙」の協議の上で必要に応じて変更することができるものとする。

（調査図作成）

第35条 調査図素図の表示が一筆地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正、または記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成するものとする。

- (1) 分割があったものとして調査する場合
- (2) 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
- (3) 新規登録地を発見した場合
- (4) 滅失（一部滅失を含む）した土地、または不存在地があった場合
- (5) 地番を変更する場合

- 2 筆界点番号標を設置したときは、その都度、調査図素図の該当する箇所にその番号を記録するものとする。

（地籍調査票整理）

第36条 一筆地調査の立会の経緯を記録するため、地籍調査票に土地所有者、又はその代理人に署名又は記名押印を願う。地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の各号に該当する場合には、当該同意（承認）をした土地所有者又はその代理人、あるいはその相続人に署名又は記名押印を願い、地籍調査票に必要な事項を記録し、整理するとともに隣接土地所有者に対しても、同様に扱うものとする。

る。

- (1) 分割があったものとして調査する場合
 - (2) 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - (3) 新規登録地を発見した場合
 - (4) 滅失（一部滅失を含む）した土地、または不存在地があった場合
 - (5) 地番を変更する場合
- 2 同条一項による立会后、再立会を行う箇所については、再立会の際に土地所有者又はその代理人に再度署名又は記名押印を求め、立会時の経緯を記録すること。
- 3 地番区域毎に一筆地調査を終えたときは、その都度地番（枝番号を含む）の順序に編綴すること。
- 4 地籍調査票の署名又は記名押印にあたり、記録すべき事項が発生した場合は、「摘要」欄に記録するものとする。

（地籍調査作業等の日誌及び作業打合せ等の作成）

第37条 調査日毎に作業日誌を作成し、問題事項等を記録するものとする。

- 2 一筆地調査に関し、土地所有者、土地所有者の代理人及び利害関係人等との協議事項等について、「甲」及び「乙」が記録すべきと判断したい場合は、打合せ記録簿を作成し記録するものとする。

（納入成果品）

第38条 本作業で納入する成果は、以下のとおりとする。

- (1) 調査図
- (2) 地籍調査票綴
- (3) 作業日誌
- (4) 立会通知等関係書類
- (5) 立会処理簿
- (6) 所有者リスト
- (7) 地番リスト
- (8) 法務局備付地図写（地積測量図含む）
- (9) 土地登記簿写し
- (10) その他、「甲」が指示するもの

第5章 航測法による地籍調査（E 工程, RD 工程）

（業務内容）

第39条 航測法による作業工程及び作業内容は下記のとおりとする。

地籍調査の工程	作業内容等	備 考
1. 地籍図根三角測量（C 工程）	地上法に準じる	
2. 航空測量（既存資料活用）（RD 工程）		
作業の準備（RD 1）	作業計画等	
既存資料の収集（RD 2）	レーザ計測データ等の収集	
基礎資料の作成（RD 7）	微地形表現図等の作成	
3. 図面等調査（E 工程）		
作業の準備（E 1）	作業計画等	
作業の進行予定表の作成（E 2）	地上法に準じる	
単位区域界の調査（E 3）	地上法に準じる	
調査図素図等の作成（E 4）	地上法に準じる	
現地調査等の通知（E 5）	図面等調査による。 航測法の説明と意向調査 （現地立会の要否）	
市町村境界の調査（E 6）		
現地確認（E 7）	筆界案	
現地調査（図面等調査）（E 7）	筆界等の調査及び確認	
取りまとめ（E 8）		
4. 航空測量（RD 工程）補備測量		
作業の準備（RD 1 1）	作業計画等	次年度以降
現地調査（補備測量地区の調査）（E 7）	地上法に準じる	次年度以降
補備測量（細部図根測量）（RD 1 2）	選点及び標識の設置	次年度以降
補備測量（細部図根測量）（RD 1 3）	観測及び測定	次年度以降
補備測量（細部図根測量）（RD 1 4）	計算	次年度以降
補備測量（細部図根測量）（RD 1 5）	点検測量	次年度以降
補備測量（一筆地測量）（RD 1 6）	観測及び測定	次年度以降
補備測量（一筆地測量）（RD 1 7）	計算及び筆界点の点検	次年度以降
筆界点座標値の計算・点検（RD 1 8）	筆界点座標値の算出	次年度以降

（地籍図根三角測量）

第40条 本作業における地籍図根三角測量は、地上法に準じて行うものとする。

（航空測量）

第41条 本作業は、平成30年度に徳島県が実施した「那賀町木頭他航空レーザ測量業務」のレーザ計測データを用いて実施するものとする。なお、徳島県への成果類の使用許可依頼等は「甲」が行うものとする。

（1）基礎資料の収集

既存の航空レーザ測量データ及び空中写真においては、地籍調査作業規程準則同運用基準及び別表に定められた精度等に該当していることを確認するものとする。

（2）基礎資料の作成

基礎資料の作成は、次のデータを作成し各図面を作成するものとする。

- ① 微地形表現図（赤色立体図）データ（GeoTIFF）及び図面
- ② 林相区分図データ（GeoTIFF）及び図面

- ③ 樹高分布図データ（G e o T I F F）及び図面
- ④ 樹冠高区分図データ（G e o T I F F）及び図面

(3) 取りまとめ

基礎資料の成果は次にとおり取りまとめるものとする。

基礎資料の成果	
空中写真測量	① オルソ画像 ② オルソ画像一覧図 ③ 精度管理表
航空レーザ測量	① 微地形表現図 ② 微地形表現図一覧図 ③ 精度管理表 ④ 林相区分図 ⑤ 樹高分布図 ⑥ 樹冠高区分図

(一筆地調査：図面等調査)

第42条 航測法地区の一筆地調査は、図面等調査により行うものとする。ただし、土地所有者等が現地での筆界の確認を希望する場合又は、図面等調査で筆界の確認等が困難な場合は現地調査を実施するものとする

(1) 作業の準備

作業の進行予定表の作成、単位区域界の調査、調査図素図等の作成の通知は、地上法に準じて行う。

(2) 説明会等

説明会又は現地調査等の通知を行う際には、航測法の手法を説明すると共に、境界精通者等の案内による現地確認又は現地での立会による現地調査を希望するか等の意向を調査する。

(3) 筆界案の作成

現地確認又は図面等調査に用いる筆界案は、空中写真図、微地形表現図、樹高分布図、樹冠高区分図及び境界の精通者等の境界情報等により作成する。

(4) 現地確認

現地確認は、境界の精通者等の案内により、図面等調査で必要な筆界の分岐点や境界線が大きく屈曲する筆界点等を確認して、その位置を簡易な GNSS 測量機等で計測するとともに、境界を表す標識等の現況を撮影し記録する。

(5) 現地調査等（図面等調査）

- 1) 筆界の確認は、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示した「筆界案」を作成し、土地の所有者等の確認を得て調査する。
- 2) 筆界等の分析等が困難な土地については、現地精通者を伴って調査図素図及び地籍調査票に基づいて現地確認を行う。現地確認の結果、筆界案に変更がある場合には、調査図素図及び地籍調査票に基づき筆界案を修正する
- 3) 地目の調査は、最新の空中写真を使用して、また必要に応じて現地調査を実施して行う。当該地目と調査図素図の地目とが異なる場合には、その変更の年月日を調査し調査図素図に記録する。
- 4) 図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるいずれかの方法により、

毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。

- ① 図面等を収集又は作成し、当該図面等を当該調査に係る土地の所有者等に送付する方法
 - ② 図面等を収集又は作成し、集会所その他の施設において、当該図面等を当該調査に係る土地の所有者等に示す方法
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通大臣が定める方法
- (6) 図面等調査の結果、次の場合には現地調査（補備調査）を実施できるように地番、連絡先及びその他必要な事項を整理してとりまとめる。
- ① 筆界案について、土地の所有者等から修正位置の証言がされた場合で、その場では妥当と判断できない場合
 - ② 説明した筆界案に対して確認が得られず、その場で具体的な修正位置の証言も得られなかった場合
 - ③ 土地の所有者等が現地に行けば筆界が分かり、現地調査に対して協力が得られる場合

（補備測量）

第43条 補備測量は、図面等調査で筆界の確認等ができなかった土地について、実施するものとする。なお、本工程は、本業務では実施しないものとする。

(1) 現地調査

地上法の一筆地調査に準じて実施する。

(2) 補備測量（細部図根測量）及び補備測量（一筆地測量）

地上法により実施する。

（筆界点座標の計算・点検）

第44条 筆界点座標の算出は、筆界案の作成に使用した基礎資料より筆界点の位置を計測し求めるものとする。ただし、筆界案を作成する段階で筆界案の筆界点座標の算出が行われ、その筆界案に修正が無い場合は、基本的にその座標値を筆界点座標とするものとする。なお、補備測量の対象となった筆界点については、補備測量で得られた座標値を筆界点座標とするものとする。

（納入成果品）

第45条 航測法による納入成果は、地籍図根三角測量、細部図根測量、一筆地測量、地籍図原図作成、地積測定、地籍図複製図、地籍簿案、電子納品成果については、地上法に準じるものとし、合わせて以下の成果を納入するものとする。

工 程	成果品
空中写真測量	① オルソ画像 ② オルソ画像一覧図 ③ 精度管理表
航空レーザ測量	① 微地形表現図 ② 微地形表現図一覧図 ③ 精度管理表 ④ 林相区分図 ⑤ 樹高分布図 ⑥ 樹冠高区分図
現地確認	① 境界情報等計測座標一覧及び現地写真

以上